

第1号様式(第3条関係)

審査基準・標準処理期間個票

許認可等の名称	那覇市立図書館利用者カード(団体)の交付
根拠法令及び条項	那覇市立図書館条例施行規則第10条第2項
審 査 基 準 那覇市立図書館条例施行規則第10条第1項に該当するものの申請であることを基準とする。 基準条項 (団体貸出) 第10条 団体の図書館資料の貸出しを受けられるものは、市内の事業所、機関又は団体等とする。 根拠条項 2 団体の図書館資料の貸出しを受けようとするものは、所定の事項を記載した団体貸出登録申込書を館長に提出し、利用者カードの交付を受けなければならない。この場合において、館長は、前項に定める条件及び責任者の住所等を証明する書類等の提示を求めることができる。	
標準処理期間	即日
所管部署	生涯学習部 中央図書館（098-917-3449）
更新日	平成27年4月1日